

# 認定個人情報保護団体業務実施規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 本規程は、一般財団法人放送セキュリティセンター（以下「当財団」という。）が個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第47条第1項の規定に基づき、個人情報保護委員会から認定を受けた認定個人情報保護団体として行う業務（以下「認定業務」という。）等について、必要事項を定めることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 本規程において使用する用語は、本規程において新たに定義されるもの以外は、個人情報保護法及び放送受信者等の個人情報の保護に関するガイドライン（平成29年総務省告示第159号。以下「総務省ガイドライン」という。）において使用する用語の例による。

## 第2章 実施体制

### (個人情報保護センター)

第3条 当財団は、定款第42条に基づいて設置する個人情報保護センター（以下「当センター」という。）において、認定業務を実施する。

### (管理運営委員会への報告)

第4条 当センターは、定款第43条に基づいて設置する管理運営委員会に対して、当センターの認定業務が適正に行われているかについて定期的に報告し、評価を受ける。

## 第3章 対象事業者

### (対象事業者)

第5条 当財団の認定業務の対象者（以下「対象事業者」という。）となろうとする者は、次の者とする。

(1) 当財団の賛助会員のうち、放送分野にかかる事業者

(2) 認定業務の対象となることについて同意した、放送分野にかかる事業者

2 対象事業者となろうとする者は、当財団所定の申請書を提出することをもってその旨を申し出るものとし、認定個人情報保護団体 対象事業者登録運用規程に従い、当財団の承認を得なければならない。

3 対象事業者が認定業務の対象から外れることを希望する場合は、当該対象事業者は当財団所定の書

面を提出することをもってその旨を申し出るものとし、当財団による当該書面の受領時以降、当該対象事業者は認定業務の対象外となる。但しその場合においても、当該対象事業者が既に納入済みの会費については返却しない。

4 当財団は、対象事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、対象事業者としての登録を取り消す事が出来る。

- (1) 申請書その他の提出書面に虚偽の事実が記載されていることが判明したとき
- (2) 第7条に定める義務を怠ったとき
- (3) 第8条に定める年会費の支払いを怠ったとき

5 当財団は、対象事業者の氏名又は名称、及び連絡先を公表する。

#### (対象事業者の権利)

第6条 対象事業者は、対象事業者が取り扱う個人情報及び匿名加工情報(以下「個人情報等」という。)について、本人その他関係者から受けた苦情等に関し、当財団に相談することができる。

2 対象事業者は、当財団から個人情報等の適正な取扱いの確保に寄与する事項についての情報の提供を受けることができる。

#### (対象事業者の義務)

第7条 対象事業者は、個人情報保護法、総務省ガイドライン及び個人情報保護指針等の関係法令等を遵守し、個人情報等を適切に取り扱わなければならない。

2 対象事業者は、当財団が対象事業者に対し指導、勧告その他の措置を行った場合はその措置に従わなければならない。

3 対象事業者は、当財団が本人その他関係者から対象事業者の個人情報等の取扱いに関する苦情を受け、当該対象事業者に対し当該苦情の迅速な解決を求めたときは誠実に対応しなければならない。

4 対象事業者は、当財団が前項の苦情解決のため、文書もしくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めたときは誠実に対応しなければならない。

#### (対象事業者の年会費等)

第8条 対象事業者は、当財団から対象事業者登録通知証を受領後1ヶ月以内及び、その後は本規程第16条第1項に定める会計年度ごとに、新年度開始後2か月以内に別途定める年会費を納入しなければならない。但し、賛助会員である対象事業者並びに一般社団法人衛星放送協会、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟及び一般社団法人日本民間放送連盟に加盟している対象事業者は除く。

2 認定業務のうち、個人情報保護法第47条第1項第3号に定義される業務の実施に係わる料金は別途定める。

## 第4章 業務

#### (個人情報保護指針)

第9条 当財団は、個人情報保護法第53条に定める個人情報保護方針を作成、公表し、対象事業者に個人情報保護指針を遵守させるため必要な指導、勧告その他の措置をとる。

(業務)

第10条 当財団は、前条のほか次に掲げる認定業務を行う。

- (1) 対象事業者の個人情報等の取扱いに関する本人その他関係者からの苦情の処理
- (2) 個人情報等の適切な取扱いの確保に寄与する事項についての対象事業者に対する情報の提供
- (3) 対象事業者における個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応
- (4) その他対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保に関し必要な業務

(対象事業者の個人情報等の取扱いに関する本人その他関係者からの苦情処理)

第11条 前条第1号に定める業務として、以下の業務を行う。

- (1) Eメール及び電話による本人その他関係者からの相談受付
- (2) 対象事業者に対する調査
- (3) 対象事業者に対する指導、勧告その他の措置

(対象事業者に対する情報の提供)

第12条 第10条第2号に定める業務として、以下の業務を行う。

- (1) 定期及び不定期のEメールマガジンの発信
- (2) セミナー、勉強会等の開催
- (3) 対象事業者からの相談対応
- (4) その他前3号に限らず、特別の対応を要する情報提供

(対象事業者における個人データの漏えい等の事案が発生した場合の対応)

第13条 第10条第3号に定める業務として、以下の業務を行う。

- (1) 総務省に対する事案報告
- (2) 対象事業者からの事案報告の受付
- (3) 対象事業者への事案の聞き取り及び対応指示

(その他対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保に関し必要な業務)

第14条 第10条第4号に定める業務として、以下の業務を行う。

- (1) 対象事業者の運用の実態及び課題等の情報収集
- (2) 個人情報に係る苦情の分析
- (3) 法改正その他の情報収集
- (4) 個人情報保護指針の見直し
- (5) その他前4号に限らず、特別の対応を要する事項

(責務)

第15条 当財団は、苦情の申し出に対し、当事者の一方に偏する事なく、また特定のものを不当に差

別的に取り扱う事なく、公正、迅速、誠実に対応し、解決に努める。

- 2 当財団は、研修等により苦情の受付・対応を担当する者の育成に努める。
- 3 当財団は、認定業務に関して知り得た情報のうち安全に管理することを要するものについて、その漏えい、滅失又はき損を防止し、その他当該情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じる。
- 4 当財団は、当財団の各規程を遵守して、認定業務の運用を行うものとする。

## 第5章 会計

(会計)

第16条 認定業務に関する会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 当財団は、毎年度認定業務に係わる事業収支見積及び収支決算を作成し、ホームページ等で公表する。

## 第6章 雑則

(認定業務の廃止)

第17条 当財団が認定業務を廃止するときは、管理運営委員会の答申を経ることとする。

(規約の変更)

第18条 当財団が本規程を変更するときは、管理運営委員会の答申を経ることとする。

付 則

1. 本規程は、平成17年4月12日から制定施行する。
2. 改正 平成17年8月1日
3. 改正 平成18年6月29日
4. 改正 平成25年4月1日
5. 改正 平成29年6月7日
6. 改正 平成30年6月6日
7. 改正 令和元年6月5日